

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>本業務は、道路改良事業及び道路維持事業を実施するにあたり、積算業務を委託するものである。</p> <p>積算業務は、土木工事に関する各種基準及び法令に準拠しつつ、県が定める「積算基準及び歩掛表」、「実施設計に使用する単価表」に基づき、「岐阜県設計積算システム」を使用して行うため、これらの使用が認められ、かつ精通している必要がある。</p> <p>さらに、発注者業務を代替・補完する業務であるため、公正な立場で、中立性・公平性を保持しながら業務を実施することが求められるものである。</p> <p>また、請負契約にかかる積算額等、業務で知り得た情報を厳格に秘密保持できる体制を備えている必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>(公財)岐阜県建設研究センターは、岐阜県及び県内市町村の公共事業に係る各種業務を補完・支援し良質な社会資本整備に貢献することを目的として岐阜県が出捐した公益財団法人である。</p> <p>また、同センターは、品確法に基づき、国土交通省中部地方整備局と東海4県3政令市で構成する「品質確保に関する推進協議会」が認定する「公共工事(土木・建築工事)発注者支援機関認定制度」の支援機関として県内で唯一認定を受けており、県に準ずる公正な立場で、中立性・公平性を保持しながら業務を実施することができるに加え、秘密保持の確保についての体制も整備されている団体である。</p> <p>さらに、同センターは、本業務に必要な岐阜県設計積算システムの使用が認められている団体である。</p> <p>以上より、当該業務を遂行するための技術・知識・経験を有し、公正な立場で中立性・公平性を保持し、秘密保持の確保についての体制をもって業務に従事できるのは、(公財)岐阜県建設研究センター以外に存在しない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。